

第 28 回士別市農業委員会総会議事録

令和 5 年 9 月 27 日

士別市農業委員会

第 28 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 9 月 27 日 (水曜日)
午後 1 時 30 分開会
午後 2 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|-------|---------|------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 農用地利用集積計画の決定について |

出席委員 (20 名)

- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 上野浩二君 | 2 番 | 湯浅悦子君 |
| 4 番 | 松井薫君 | 5 番 | 古川昇君 |
| 6 番 | 新田康仁君 | 8 番 | 鈴木淳一君 |
| 9 番 | 寺崎徳仁君 | 10 番 | 中澤弘幸君 |
| 11 番 | 工藤修一君 | 12 番 | 岡崎京子君 |
| 14 番 | 柳眞由美君 | 18 番 | 鈴木茂樹君 |
| 19 番 | 佐久間弘美君 | 20 番 | 渡辺亨君 |
| 21 番 | 村上幸博君 | 22 番 | 栗本勝君 |
| 23 番 | 中山義隆君 | 24 番 | 鈴木庄一郎君 |
| 25 番 | 小野寺悦子君 | 27 番 | 保科隆志君 |

出席説明員 (4 名)

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 林秀忠君 |
| 主査 | 梶山賢一君 |
| 主査 | 小林泉君 |
| 主事 | 佐々木濤君 |

4. 会議の概要

(午後 1 時 30 分 開会)

●議長（保科隆志君）

第 28 回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は 26 名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、1 番 上野浩二委員、2 番 湯浅悦子委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「本間委員」「木下委員」「梅津委員」「森野委員」「山下委員」「遠藤委員」「沼舘委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第 1、報告第 1 号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第 21 条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号 1 番、権利者、●●●●、義務者、●●●●外 7 件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 1 番について、小野寺委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 1 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 2、報告第 2 号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号 1 番、●●●●外 3 件の再認定、2 件の変更認定がありました。

なお、累計は、先月比増減無しの 418 件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 1 番について小野寺委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 2 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 3、報告第 3 号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農地法第 18 条第 6 項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号 1 番、貸人、●●●●、借人、●●●●外 14 件より解約の通知がありました。
以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 8 番について鈴木茂樹委員、番号 9 番について松井委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 3 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 4、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第 3 条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第 2 項に基づきご審議願います。

番号 1 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町 30・31 線西、地番、●●●●外 26 筆、地目、田・畑、面積 213,246.27 m²、契約の内容は賃貸借であり、構成員の農地を借り受けるものであります。

以上の案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項に定める不許可事案にはあたらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することに
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第5、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、事
務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（相山賢一君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあ
った、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外15筆、
地目、田・畑、面積64,632㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由について
は、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外12筆、
地目、田・畑、面積53,383.37㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由につ
いては、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●外10筆、
地目、田・畑、面積99,011㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由につ
いては、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町(40・41線東)、地番、●●
●●外20筆、地目、田・畑・用悪水路、面積153,915㎡、対価、反当り、田●●円、畑●
●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるため
であります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町(40線・41線東)、地番、●
●●●外10筆、地目、田・畑、面積74,119㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●
円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(46線東)、地番、●●●●
外2筆、地目、田・畑、面積47,730㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理
由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号7番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(44線東)、地番、●●●●外
10筆、地目、田・畑、面積77,936㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理
由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号8番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(41線・42線東)、地番、●●
●●外17筆、地目、田・畑・用悪水路、面積143,704㎡、対価、反当り、田●●円、畑●
●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるため

あります。

番号9番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(47線東)、地番、●●●●外14筆、地目、田・畑、面積74,739㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号10番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(6線西)、地番、●●●●外4筆、地目、田・畑、面積45,148㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号11番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(5線・6線西)、地番、●●●●外21筆、地目、田・畑、面積92,111.74㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号12番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(28線南)、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積102,135㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号13番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(39線東)、地番、●●●●外1筆、地目、田、面積24,891㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号14番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(31線東)、地番、●●●●外5筆、地目、田・畑、面積43,218㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。番号15番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外11筆、地目、田・畑、面積139,837㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号16番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(33線西)、地番、●●●●外7筆、地目、田、面積68,622㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号17番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(37線西)、地番、●●●●、地目、田、面積1,368.65㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、農業用施設に転用するため借り受けるためであります。

番号18番、貸人、●●●●、法定相続人●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(27線南)、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積3,229㎡、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号19番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●、地目、田・畑、面積125㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号20番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外1筆、地目、田・畑、面積343㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

以上、20件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項 第1号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進

事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第28回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後2時00分 閉会）